

## ⑨納税関係の取扱い

(税務課)

- 18年度の納税報奨金算定の納付率割は、旧松浦市の例によることとし、福島地区および鷹島地区には限度額を設けませんでした。19年度から次の通り統一します(件数割り1枚あたり1000円、平等割り1組合あたり1万円、世帯数割り1世帯あたり2千円)。

## ⑩各種福祉制度の取扱い

(保健年金課、福祉事務所)

- 〔高齢者福祉〕
  - 老人クラブ活動等は、19年4月に発足した新老人クラブ連合会と必要に応じ協議し、支援していきま

## 〔福祉一般〕

- 小災害り災者に対する弔慰金および見舞金の支給は、旧松浦市の例により実施します。
- 社会福祉施設整備事業は、旧松浦市の例により実施します。
- 戦没者追悼式は、文化会館で年1回挙行します。
- 慰霊碑維持管理は、現行の通りとします。

## ⑪健康推進事業の取扱い

(保健年金課)

- 〔保健一般〕
  - 献血記念品等は廃止します。
  - 乳児健診、1歳6か月児健診、3

歳児健診は地区ごとに実施します。鷹島地区は、対象者数が少ないことから、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を同時に行います。福島地区は、1歳6か月児健診と3歳児健診を同時に行います。松浦地区は、それぞれ別日程で実施します。

- 相談事業は、各地区で実施します。
- 訪問指導(妊婦訪問、産婦訪問、新生児・乳児訪問、幼児訪問、障害児訪問)は、旧松浦市の例により実施します。
- 妊婦教室・両親学級等は、松浦地区で、全市を対象に実施します。育児教室・親子教室等は、継続実施します。栄養指導は、各地区で実施します。
- 歯科保健は、健康づくり(歯)に含めます。
- 母子保健計画は、19年度策定の次世代育成支援行動計画に盛り込みます。
- 健康づくり(歯)は、18年度は、現行の通りとし、19年度から事業を統一します。

## 〔老人保健事業〕

- 健康教育、健康相談、訪問指導は、40〜64歳までを対象に実施します。

## 〔精神保健事業〕

- 普及啓発事業、地域活動所、集いの場等は、現行の通りです。

## 〔健康づくり事業〕

- 食生活改善推進員養成講座は、必要に応じて開催します。
- 普及啓発活動事業は、健康づくり推進協議会と連携しながら進めます。
- 各種検診等は、20〜40歳未満の男女を対象に、基本健診と骨粗しょう症検診を総合検診の中で実施します。

## 〔予防事業〕

- 乳幼児の予防接種は、ポリオ以外は個別接種とします。
- 学童の予防接種は、個別接種とします。
- 結核予防法による予防接種は、個別接種とします。
- 結核検診は、40歳以上を対象とする肺がん検診と同時に実施します。
- 予防接種の周知方法は、出生届時、健診時に個別に説明を行い、周知漏れがないように対応します。

## ⑫環境衛生関係事業の取扱い

(市民生活課)

- ごみの収集運搬、収集区分・回数、収集日、処理方法は、現行の通りとします。
- し尿の収集運搬、処理方法、し尿処理手数料等は、当分の間は現行の通りです。
- 環境衛生組織は、18年9月1日市保健環境連合会として一本化しました。

## ⑬生活排水処理事業の取扱い

(下水道課)

- 漁業集落排水事業の下水道使用料は、20年度に策定する中期経営計画と合わせて調整します。
- 納付組合奨励金は、18年1月から廃止しました。
- 水洗便所改造資金等補助制度は、公共下水道の供用開始を20年3月末に予定しているため、19年12月までに調整します。

## ⑭商工観光関係事業の取扱い

(商工観光課)

- 商工振興預託金は、旧松浦市の例により実施します。
- 利子補給は、旧松浦市の例により実施しますが、旧福島町の制度による利子補給は、27年12月末まで旧福島町の告示の規定を適用します。
- 観光振興事業は、現行の通り実施します。
- 観光施設の管理運営等は、現行の通りです。

## ⑮農林水産関係事業の取扱い

(農林課、水産課)

- 〔農林関係〕
  - 農政推進のための国・県事業の選定および上乘せ補助率は、事業内容、財政状況等を考慮し決定します。